

## 日米英の3庁、特許審査ハイウェイのセミナーを共催

2010年7月13日

JETRO ティェッセルトゥルセンター

日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）および英国知的財産庁（UKIPO）の3庁が、6月18日、エジンバラにおいて特許審査ハイウェイ（PPH）のセミナーを共催したところ、6月30日、全てのプレゼン資料が FICPI のホームページに掲載された。

本 PPH セミナーは、同日に開催されていた FICPI（国際弁理士連盟）／AIPLA（米国知的財産権法協会）会合の後、同会合の出席者を対象として、PPH の利点や戦略的活用について、日米英の3庁の担当者と、FICPI および AIPLA の代表者から講演が行われたもの。なお、FICPI のホームページには、FICPI／AIPLA 会合のプレゼン資料も掲載されている。

各講演における興味深い情報は以下のとおり。

### 【エロシュウェイ氏（USPTO）】

- ・ USPTO における特許査定率：93%（PPH）、44%（PPH 以外）
- ・ USPTO における1件あたりのアクション：1.7回（PPH）、2.3回（PPH 以外）

### 【守安氏（JPO）】

- ・ PPH の申請から最初のアクションまでの期間が短縮されるのみならず、統計的には、最初のアクションから最後のアクションまでの期間が短縮される傾向も確認されている。
- ・ JPO が提供している PPH ポータルサイトには、PPH に関する統計情報、ガイドライン、申請様式等が掲載されている。

### 【バートレット氏（UKIPO）】

- ・ 英国は、日本と2007年7月から、米国と2007年9月から、韓国と2009年10月から、PPH を実施しているが、利用件数は少ない。

### 【オレンジ氏（FICPI）】

- ・ カナダにおける早期審査の要件は米国に比べて緩いため、米国で早期に権利取得したい場合には、カナダに最初に出願して早期に特許査定を得てから米国に対して PPH を申請する出願戦略「トロント・プロント（Toronto-pronto）」も可能。

### 【トランポッシュ氏（AIPLA）】

- ・ マイクロソフト社やIBM社の利用経験を踏まえ、第二庁における審査期間短縮や特許

査定率向上のメリットが示された。

－ 各講演のプレゼン資料は、FICPI のホームページ参照 －

[FICPI/AIPLA Colloquium](#)

－ PPH ポータルサイトは、JPO のホームページ参照 －

[The Patent Prosecution Highway \(PPH\) Portal Web Site](#)

(以上)